

建設アスベスト訴訟の現局面と今後の課題

清水謙一

建設アスベスト訴訟全国連絡会事務局長

はじめにーおさらい

建設アスベスト訴訟がそもそも何なのかということですが、建設業従事者に広がるアスベスト被害に対して、被害拡大の責任が国とアスベスト含有建材を製造・流通させたメーカーにあることの責任を問い、国のアスベスト対策の転換を図る訴訟だということです。この訴訟のやはり一番の特徴は、政策形成訴訟だと自らを規定づけてきたことです。原告だけの救済を図るものではない。同等の被害者、他にもたくさん原告になれない、ならない被害者がたくさんいるわけですから、国の政策的な転換を当初から掲げてきました。

2008年から提訴をして、全国に広がって、一応の決着がついたのが3年前、2021年5月17日の東京・神奈川・京都・大坂の各1陣訴訟の最高裁判決でした。

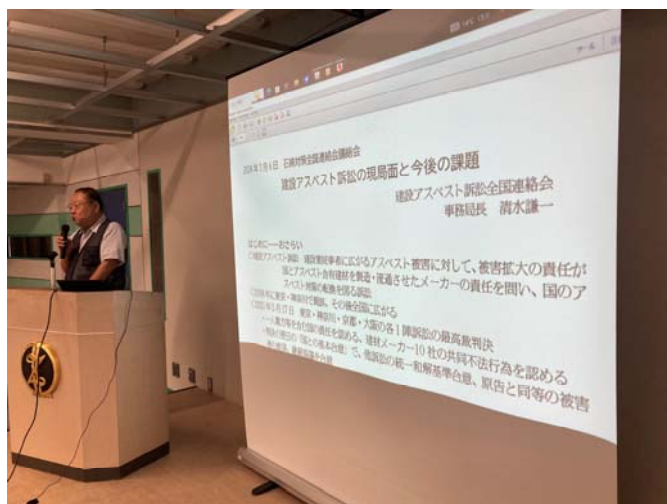
この判決の重要性というのは、一人親方等を含む国の責任を認めたこと、そして、建材メーカー10社の共同不法行為も認めたことです。そして、判決翌日に「国との基本合意」を結び、国が謝罪をするということを土台にして、他訴訟の統一和解基準合意、原告と同等の被害者の救済、継続協議を合意しました。一方で、最高裁判決は、屋外作業従事被害者への責任否定、違法期間(1975.10.1~2004.9.30)の短さ、解体作業従事者へのメーカー責任否定という問題も抱えていました。

その後、2021年6月9日に「建設アスベスト給付金法」が議員立法で成立し、2022年1月31日から給付金申請が開始されたことは、皆さん、ご存知のとおりです。

1. 最高裁判決(2021.5.17)後の判決動向

2021年5月17日の最高裁判決以降の裁判関係のことについてちょっと述べておきたいと思います。

まず、**国との和解は続く**ということで、95%の原告の方が国との関係では裁判を終結しました。29頁に細かな、「対国・対企業解決状況一覧表」をつけました。一番下の欄外に「合計」がありますけれども、国との関係では1,011名の被害者原告がいて、この集約時点で一去年の10月ですけれども、958人が勝訴なり和解で解決したと、こういうふうに見ていただければと思います。パーセンテージで言えば95%になります(敗訴等23人、和解協議中・判決選択28人)。一方、メーカーの方を見ていただくと、メーカーだけを訴えた裁判も始めていますので、被



害者原告の数は全国で1,274人です。そのうちえ勝訴をして確定をしたというのはわずか123人にすぎません(10%、敗訴69人、訴訟継続中1,082人)。建材メーカーとの関係では1,000人を超える原告が、いまだに闘っているということが非常に重要なところではあります。

この間、8事件での判決・最高裁決定がありました。すべての判決で被告建材メーカーの賠償を認めています(29頁の表参照、神奈川2陣は最初の最高裁決定で賠償が確定しています)。ニチアス、A&AM、ノザワはすべての判決で賠償を命じられています。原告の構成によって、MMKなり太平洋セメントなりも入っています。

そして、この間、裁判所からの和解勧誘が相次いでいます。すなわち、①東京1陣訴訟差戻審結審時(2023.10.10)、②九州2陣福岡地裁(2023.10.5結審、その後年明けに裁判所から提起)、③神奈川2陣差戻審結審時(2024.1.24)、④東京2陣東京高裁結審時(2024.3.1)、⑤北海道2陣札幌高裁結審時(2024.3.21)です。

これに対して、これまでに和解に応じたのは、神奈川2陣で4人の左官工原告に対してのノザワのみで、あとは和解成立せず、③神奈川2陣に対しては2024年5月29日に差戻審東京高裁判決、②九州2陣に対しては2024年月27日に福岡地裁判決にもつれこんでいったということがあります。とくに今年の株主総会の発言の企業側の特徴は、「賠償の基準が確定していない」、「責任ある被害者には賠償に応じている」などで、自分たちの賠償の範囲を極力狭くするというのが、もう本当の狙いだということがよくわかってきました。

そういう意味ではやはり司法だけの判断ではやはりなかなか解決に至らないということは容易に想像がつくわけではあります。あらためて国がそのへんをどう考えるのかが重要だなというふうに思っています。

2. 建設アスベスト給付金の支給は2年半で7,000件を超える

大きな2番目に、建設アスベスト給付金制度の問題で、最新の2024年6月27日現在のデータで言いますと、申請件数で7,281件、認定相当が7,033件(中皮腫3,566件、肺がん2,656件、びまん性胸膜肥厚281件、石綿肺425件、良性石綿胸水104件)。

7,000件を超えた。ここで申請されている方はだいたい亡くなられている方が多いという特徴がありますので、いろいろな症状によって給付の金額が違っていきますけれども、平均すると一人当たりだいたい1,000万円くらいの給付金は出てるんじゃないかなと思います。そうすると7,000人だとするとですね、700億円くらいの給付金を被害者のところにいかせることができているかなということではあります。

認定審査会は2021年の第1回審査会で基本方針を確立確認しています。

「具体的な判断に当たっては、特に就労歴や危険の習慣等について、その人立証が容易でない場合も想定されるので、同種事例の裁判例も踏まえて、関係者の証言や申述等の内容が、当時の社会状況や被災者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて、明らかに不合理でない場合には柔軟に事実を認定する」。

われわれとしては、こういうことでもってやってほしいわけではあります。しかし、この間の泉南型＝工場型のところでもありますけれども、非常に国が厳しく言ってきているということではあります。範囲を狭めよう、狭めようということがやっぱり働いているというふうに考えております。あらためてこの原則に立ち戻らせることが大事だと思います。

3. 建材メーカーも提出する建設アスベスト給付金法に改正する運動

大きな3番目です。昨年12月、建設アスベスト訴訟全国連絡会として給付金法の改正提案というのをやって、いまそれを国会のなかに持ち込む取り組みをしています。

給付金法附則の第2条がポイントで、こう書いてあるわけではあります。「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所用の措置を講ずるものとする」。

これに基づいて改正せよと、こういう言い方になります。で、私たちの改正提案の一つ目のポイントは、建材メ

一カーからの拠出金を含めた「給付金制度」に改正せよということ。二つ目のポイントは、屋外職種、解体工を含め、違法期間外就労者も含めた被害者差別を撤廃しろということです。

この二つは最終的には政治の問題になりますから、私たちの提案はひとつのたたき台ということになるかと思えますけれども、この改正案を広く国会のなかに持ち込む取り込みというのをいま進めているところでもあります。

原告数286人の東京1陣差戻審での和解案の提示は、もうちょっと遅れそうで9月頃になるんじゃないかというのがいまの見込みですが、これはでも本当に大きな、全局を動かすことのできる中身になるんじゃないかと思えます。

あらゆることをやっつけようと思っています。建材メーカーの株主にもなりますし、背景資本にも行こうと思っています。3月に北海道の判決の後、北海道の原告団と弁護団がA&AMに行って要請行動をしたときに、神奈川の原告の方も協力して一緒に行ったわけですが、A&AMの警備員が「お前はアスベストがくっついてるからこの敷地のなかに入るな」と。また、何を間違えたのか、「お前ら右翼から金もらってやってるんだろう」と、この二つを言ったわけですね。もちろんA&AMの社員ではないのですが、抗議文出したら、A&AMの方が非常にびっくりしたらしくて、警備会社にも確認をして、そういう事実があったということを認定して、お詫び文を送るし、A&AMのホームページにもそれを掲載するというふうな事態もありました(下記参照)。

いま現在の政治との関係関わりについても、①給付金法の改正を求める国会請願署名の紹介議員(衆議院113/462(24.2%)、参議院56/248(22.6%))、②給付金法改正パンフレット届け 512人の議員事務所(衆議院431人、参議院81人)に、③与党PTの再稼働と超党派懇談会の結成をめざす、等を確認しています。

ずっと、大山場と言ってみたり、ここが胸突き八丁だと言ってみたり、最後の直線コースだとかいろいろ言い方してきましたけれど、今度こそ嘘偽りのない正念場の闘いになろうかと思えます。よろしく願いいたします。

※続いて、東京2・3陣原告の吉田重男さんからもご発言をいただきましたが、省略させていただきます。

2024年6月17日

各位

株式会社エーアンドエーマテリアル

建設アスベスト訴訟原告団・弁護団による要請行動に対する警備員の不適切な発言に関するお詫び

2024年4月11日に、北海道1陣原告団・弁護団(以下「原告団・弁護団」といいます。)による要請行動が、当社本社ビル正面玄関前にて実施された際、当社が警備業務を委託した警備会社の警備員が暴言を繰り返したとの指摘を原告団・弁護団より受けました。

指摘を受け、ただちに当社社員に対する事実確認などの調査を実施いたしました。指摘の状況を見聞きした者、発言を指示したと言う事実の確認ができませんでした。

このため、警備会社に事実関係の調査を依頼いたしましたところ、同日要請行動の皆様に対して、指摘の発言を行った事実があるとの報告を受けました。

当社といたしましては、この報告に驚くとともに、発言は大変不適切であることから、警備会社に対して書面により厳重注意を行うとともに、再発防止を含め適切な対応を求める旨通知をしております。

当社は、今般の要請行動の皆様をはじめ関係各位に対し、極めて不快な思いをさせていただきましたことをお詫び申し上げます。

また、今後このようなことがないよう対処させていただきます。

以上

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5391/announcement1/101024/00.pdf>

《2021/5/17 最高裁判決後の判決・決定状況》

判決・決定日	訴訟名	原告が勝訴したメーカー
2022年2/9	神奈川2陣最高裁決定	ニチアス、A & AM、ノザワ
2/10	九州1陣最高裁決定	ニチアス、A & AM、ノザワ、ケイミュー
4/28	北海道2陣地裁判決	ニチアス、A & AM、ノザワ、太平洋、MMK
5/30	北海道1陣高裁判決	ニチアス、A & AM、ノザワ、MMK
6/3	神奈川2陣最高裁判決	*メーカーの上告を受理した解体工原告4人のうち3人のメーカー責任を否定する不当判決、1人差戻し
2023年3/23	京都2陣地裁判決	ニチアス、A & AM、ノザワ、太平洋、MMK
6/30	大阪2・3陣地裁判決	ニチアス、A & AM、ノザワ、太平洋、MMK、日鉄C & M、日東紡績、大建工業、神島化学、パナソニック、日本インシュレーション
2024年2/21	北海道1陣最高裁決定	ニチアス、A & AM、ノザワ、MMK
5/29	神奈川2陣差戻審判決	*解体工原告1人のメーカー責任否定の不当判決
6/27	九州2陣地裁判決	ニチアス、A & AM、ノザワ、太平洋、MMK

対国・対企業解決状況一覧表

原告団		対国					対建材メーカー					現状
		被害者数	確定済み		未解決 (和解協議中)	解決率 (%)	被害者数	確定済み		未解決 (係争中)	解決率 (%)	
勝訴・和解	敗訴等		勝訴	敗訴等								
北海道	1陣	23	23		0	100%	23		4	19	0%	2022.5.30高裁判決
	2陣	17	16	1	0	94%	17		1	16	0%	2022.4.28地裁判決
	3陣	22	22		0	95%	22		1	21	0%	地裁審理中
	4陣	10	10			100%	14			14	0%	地裁審理中
東北	1陣	7	4		3	57%	13			13	0%	地裁審理中
	2陣	—	—	—	—	—	4			4	0%	地裁審理中
埼玉	1陣	48	45		3	94%	65			65	0%	地裁審理中
東京	1陣	305	287	18	0	94%	305		19	286	0%	2023.10.10高裁結審
	2陣	113	110		3	97%	113			113	0%	高裁審理中
	3陣	102	96		6	94%	102			102	0%	地裁審理中
	4陣	—	—	—	—	—	83			83	0%	地裁審理中
神奈川	1陣	75	75	0	0	100%	75	24	26	25	32%	2023.5.31高裁差戻審判決
	2陣	44	42			95%	44	40	3	1	91%	2022.6.3最高裁判決
	3陣	29	26		3	76%	29			29	0%	地裁審理中
	4陣	—	—	—	—	—	11			11	0%	地裁審理中
東日本	1~3陣	7	0	0	7	0%	32			32	0%	地裁審理中
	4陣	—	—	—	—	—	5			5	0%	地裁審理中
京都	1陣	25	24	1	0	96%	25	21	4	0	84%	終了
	2陣	30	27		3	90%	30			30	0%	2023.3.23地裁判決
	3陣	—	—	—	—	—	16			16	0%	地裁審理中
大阪	1陣	19	18	1	0	95%	19	11	8	0	58%	終了
	2陣	56	55	1	0	98%	54	1	1	52	2%	2023.6.30地裁判決
	3陣	21	21	0	0	100%	21			21	0%	2023.6.30地裁判決
	4陣	—	—	—	—	—	64			64	0%	地裁審理中
関西	1陣	6	6	0	0	100%	27			27	0%	地裁審理中
岡山	1陣	—	—	—	—	—	1			1	0%	地裁審理中
香川	1陣	—	—	—	—	—	1			1	0%	地裁審理中
九州	1陣	28	27	1	0	96%	28	26	2	0	93%	終了
	2陣	24	24	0	0	100%	24	0	0	24	0%	2024.6.27地裁判決言渡
	3陣	—	—	—	—	—	7	0	0	7	0%	地裁審理中
合計		1011	958	23	28	95%	1274	123	69	1082	10%	

※「勝訴・和解」は判決もしくは和解により賠償を受けた被害者数。

※「敗訴等」は敗訴判決の確定、取下げ、賠償額ゼロでの和解等により賠償を受けられなかった被害者数。

※「解決率」は被害者の内、判決もしくは和解により賠償金を受領した被害者の割合を示す。

※本表は提訴原告についてのみであるため、給付法により訴訟外で解決している数は反映されていない。

※「現状」の赤字は2021年5月17日最高裁判決以降に言い渡された判決。

対企業で判決により全部もしくは一部確定した被害者数。